

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 2 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 2 回定例総会議事録

署名委員 里 義文

署名委員 土浜 良二

## 奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年2月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
		14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信

4. 欠席委員 1名

6番 西 盛満 8番 野崎 清志 16番 中棚昭三十

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利町主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 報告事項

- ・ 3月の総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地の認定について
- 議案第9号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出について（軽微・除外）
- 議案第10号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について
- 議案第11号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第12号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について
- 議案第13号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）策定に係る意見について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は13人です。総会は成立いたしました。  
これから、令和7年第2回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

#### 《日程第1》

会議録署名委員の指名を行います。  
本総会の会議録署名委員には、7番 里 委員と10番 土浜 委員  
のお二人を指名いたします。

#### 《日程第2》

会期の決定を議題といたします。  
本日の総会は日程通知のとおり、議案第6号から議案第13号までの  
8件を予定しております。

お諮りいたします。  
会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。  
よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定として  
おります。これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請、No.4～No.7について議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第6号の3条許可申請について

今月の農地法第3条の許可申請は4件で売買が1件、贈与が3件の申請でございます。

2ページをお開き下さい。

NO.4は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字喜瀬の2筆の申請です。農地区分につきましては第1種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の面積は954㎡で売買による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、ドラゴンフルーツ、野菜を栽培する予定であります。

10ページをお開き下さい。

NO.5は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字万屋の1筆の申請です。農地区分につきましては第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,376㎡で贈与による申請となります。また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

18ページをお開き下さい。

NO.6は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字手花部の1筆の申請です。農地区分につきましては第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は2,000㎡で贈与による申請となります。また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

<p>議長</p>	<p>27ページをお開き下さい。</p> <p>NO.7は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字山間の1筆の申請です。農地区分につきましては第1種農地であります。</p> <p>譲渡人の1筆の農地の面積は234㎡で贈与による申請となります。また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。</p> <p>以上4件でございます。</p> <p>(岸田 会長)</p> <p>それではNo.4から順次、担当調査委員による調査報告をお願いします。</p>
<p>2番</p>	<p>(泉 委員) 譲受人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、2月19日に譲受人宅へ訪問し申請内容の確認と申請許可後は野菜、ドラゴンフルーツを栽培する計画です。</p>
<p>2番</p>	<p>(泉 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>譲渡人には電話にて申請内容の確認を行った結果、相違ないとのことでした。</p>
<p>2番</p>	<p>(泉 委員) 土地についての説明</p> <p>申請地は牧草地、木が生えており伐採が可能な状態で他の農作物や作業等に影響を及ぼす事は無いと判断します。</p> <p>尚、農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号、別紙の通りですので報告致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(岸田 会長)</p> <p>No.5の調査報告をお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>(栄 委員) 譲受人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.5について、譲受人、譲渡人、土地について調査報告いたします。</p>

2月19日午後2時頃、笠利分室の竹山主幹、私とで譲受人から話しを伺いました。

譲受人の母親と譲渡人の奥さんが従弟同士で贈与となりました。

畑の所在、地番、面積に問題はありません。

よろしく願いいたしますとのことでした。

(栄 委員) 譲渡人についての説明

11番

譲渡人について調査報告いたします。

2月18日午後3時30分頃、譲渡人宅で話しを伺いました。

申請書の通りです。間違いありません。よろしく願いいたしますとの事でした。

(栄 委員) 土地についての説明

11番

土地について報告致します。

18、19ページを御覧ください。

土地は空港から3、4分程度に位置し基盤整備された第1種農地です。

土地については譲受人がサトウキビ栽培をしています。

最近、サトウキビ収穫が終わったばかりです。土地は管理されていて問題ないものと思われます。

農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号については別紙の通りですので報告致します。

ご審議の程よろしく願い致します。

(岸田 会長)

議長

No.6の調査報告をお願いします。

(朝 委員) 譲受人についての説明

5番

議案第6号の農地法第3条の規定による許可申請書No.6譲受人、譲渡人、について調査報告いたします。

2月21日午後5時頃、自宅にて本人から話しを伺いました。

譲受人は現在、サトウキビとタンカンを栽培しています。

申請地は現在、父親がサトウキビを栽培していますが、今年度から譲受人が耕作するとのことでした。

また、申請書のとおり間違いありませんとのことでした。

(朝 委員) 譲渡人についての説明

5番

2月21日午後6時頃、自宅にて本人から話しを伺いました。

本人及び子供達も農業を行う予定もないため今回、自分の甥である譲受人に贈与するとのことでした。  
又、申請書のとおり間違いありませんとのことでしたので、問題ないものと考えております。

2 番

(泉 委員) 土地についての説明

土地について調査報告いたします。  
2月18日火曜日午前10時15分頃に竹山主幹、前田推進員、私で申請地を確認した結果すでにサトウキビが収穫された後でした。  
申請地は国道58号線の手花部集落から平集落方面に向かい、右へ500m程の山手側に位置しております。  
当該地は土地改良した地区で他の農作物や作業等に影響を及ぼす事はないと判断します。  
農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号については別紙の通りですので報告致します。  
ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

No.7の調査報告をお願いします。

1 3 番

(田中 委員) 譲受人についての説明

議案第6号の農地法第3条の規定による許可申請書No.7について調査報告いたします。  
まず、譲受人ですが2月22日午後5時30分電話でお話しを聞くことが出来ました。  
書類の記載内容に間違いなしとのことでした。贈与での所有権移転ですが譲渡人とは特に親戚関係ではないそうですが、親同士が同じ職場で勤務していたそうです。  
周辺農地も譲受人の父親名義や母親名義の農地だそうです。  
許可あり次第植え付ける予定との事でした。

1 3 番

(田中 委員) 譲渡人についての説明

2月22日午後5時40分、譲渡人に電話で話を聞くことができました。  
書類記載内容に間違いなしとの事でした。元々は父親が所有していた農地ですが以前から譲受人の父親に使ってもらっていたとの事です。  
自分たちは高齢で農業をすることができないので今回贈与で手放すことにしたそうです。  
以上、報告致します。

4 番

(榮 委員) 土地についての説明

農地法第3条の規定によるNo.7の案件について調査報告を行います  
2月21日金曜日、午後1時過ぎ譲受人、譲渡人、住用支所朝井さん、  
私の4人にて申請農地の現地を確認致しました。  
32ページを参照願います。  
当該地の周囲は譲受人の所有農地であり、今般ひとまとめに整理するた  
めの贈与であろうと解釈致しました。  
農地の現状は対象地を含め、雑草の類が刈り取られ耕作への準備が整え  
られておりました。  
尚、農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同  
項第6号については別紙の通りですので報告致します。  
ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それではNo.4から順次、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請、No.4～No.7につい  
て、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

#### 《 日程第4 》

議長

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請No.1～No.3について  
議題といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第7号 5条の許可申請について  
今月の5条申請は売買の3件の申請でございます。

37ページをお開き下さい。

最初にNo.1の譲渡人の土地につきましては説明致します。

この土地につきましては令和2年8月20付けで5条申請があり9月28日の総会にて許可いたしました。

用途は一般住宅でしたがその後、何も建設しておらず文章にて工事進捗状況報告を提出するように指導いたしましたが結局なにもしないまま、その後取り消しを行いました。

この土地については今回転売を行い、しかも割増金額で売買されております。

いわゆる転売です。

改めて、申請内容といたしましては奄美市名瀬有屋町の申請であります。

農地区分は第3種農地の都市計画地域であります。

転用計画といたしましては一般住宅で農地面積は203㎡、農地区分は第3種農地のため代替え地の書類添付は不要であります。

48ページをお開き下さい。

No.2の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字外金久の申請であります。

農地区分は第2種農地であります。

転用計画につきましては一般住宅と駐車場で申請面積が625㎡、代替え地の検討資料も添付しております。

64ページをお開き下さい。

No.3の申請内容といたしましては奄美市住用町大字山間の申請であります。

農地区分は第2種農地であります。

申請の内容につきましてはマリンスポーツの機材や保管する倉庫の設置であります。

申請面積は290㎡でございます。

代替え地につきましては別紙で添付しております。

以上3件でございます。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>それではNo. 1 から順次、担当調査委員による報告をお願いします。</p>
1 3 番	<p>(田中 委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 について調査報告致します。</p> <p>2 月 2 2 日午後 5 時 1 0 分電話でお話を聞くことが出来ました。</p> <p>書類の記載内容に間違いのないとのことでした。</p>
1 3 番	<p>(田中 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>2 月 2 2 日午後 5 時 1 5 分電話でお話を聞くことが出来ました。</p> <p>書類の記載内容に間違いのないとのことでした。</p> <p>4 5 ページに始末書が添付されておりますとおり、当初は自身での利用が困難になったとのことでした。</p>
1 3 番	<p>(田中 委員) 土地についての説明</p> <p>2 月 2 2 日午前 1 0 時に現地を確認しました。</p> <p>この土地は三方を住宅に囲まれており、農業には向かない土地と判断いたします。</p> <p>事前着工もありませんでした。</p> <p>以上、報告致します。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>No. 2 の調査報告をお願いします。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 譲受人についての説明 (中棚委員の代読)</p> <p>農地法第 5 条の規定によるNo. 2 の譲受人について調査報告致します。</p> <p>2 月 1 8 日火曜日午前 9 時頃に、現地で譲受人に中棚委員、丸田推進員事務局の竹山がお話しを聞くことが出来ました。</p> <p>当該地は、譲受人が自宅を建設したい理由で 5 条申請を行ったとのことです。</p> <p>申請内容について確認しましたが記載内容に間違いのないとの事でした。</p> <p>皆様のご審議の程よろしくお願い致します。</p>

笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 (中棚委員の代読)</p> <p>農地法第5条の規定によるNo.2の譲渡人について調査報告致します。 2月18日火曜日午前9時頃に、現地で譲渡人に中棚委員、丸田推進員事務局の竹山さんがお話しを聞くことが出来ました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 土地についての説明 (中棚委員の代読)</p> <p>農地法第5条の規定によるNo.2の土地について調査報告致します。 2月18日火曜日午前9時頃に、現地で中棚委員、丸田推進員、事務局の竹山さんと現地を確認することが出来ました。 当該地は資料の50、51ページのとおり県道佐仁赤木名線沿いの土地であります。 この土地は現在、耕作されていない土地であり赤木名漁港の向かいにあり潮風が強い土地であるため耕作には不向きな土地であり、周りに家が建っており農地が無い土地であるため、転用もやむおえない場所だと判断致します。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>続いてNo.3の調査報告お願いします。</p>
住用 支所	<p>(朝井 会計任用職員) 譲受人についての説明</p> <p>住用分室の朝井でございます。 農地法第5条の規定による許可申請のNo.3について調査報告致します。 譲受人は大阪市にお住まいなので2月20日午後4時20分頃電話にてご本人とお話しする事が出来ました。 申請書の記載通り住所、転用計画、事業計画、配置図、図面等に相違ないとの事を確認致しましたので報告致します。</p>
4番	<p>(榮 委員) 譲渡人についての説明</p> <p>4番榮です。 農地法第5条の規定によるNo.3の案件について調査報告致します。 2月21日金曜日午後2時譲渡人の自宅にて申請内容の確認を行いました。 申請書に記載された農地の所在、地番、面積、対価等、相違ない事を確認致しました。</p>

4 番

(榮 委員) 土地についての説明

次いで、申請地の現状報告を行います。  
66, 67 ページを参照下さい。  
当該対象地は戸玉集落内に在る土地で道すがら車窓より目にしている場所です。軽い雑草が茂っており、海にも近く実際は宅地だと思われておりました。  
ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

それではNo.1 から順次、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請, No.1 ~No.3 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

#### 《 日程第 5 》

議案第8号 非農地の認定についてNo.5 ~No.8 を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(池 事務局長)

議案第8号 非農地認定について

今回の申請は4件で内訳は名瀬地区が1件、笠利地区が3件の申請です。

74 ページをお開き下さい。

No.5 につきましては奄美市笠利町大字和野の1筆で804 m<sup>2</sup>の申請であります。

農地区分につきましては第1種農地であります。

案内図、現況写真から当該地は河川沿いにあり平成7年頃から休耕地となっております。

80ページをお開き下さい。

No.6につきましては奄美市笠利町大字用安の1筆で1,827㎡の申請であります。

農地区分につきましては第2種農地であります。

82ページの案内図から用安集落から喜瀬方向に行く途中に申請地があります。

現況写真でもわかるとおり雑木が生い茂り原野化しております。

86ページをお開き下さい。

No.7につきましては奄美市笠利町大字節田の1筆で122㎡の申請であります。

農地区分につきましては第2種農地であります。

88ページの案内図と現況写真から、この付近の農地においては以前何筆か非農地申請が許可された場所です。

当該地は湿田化しており農地には適さないための申請でございます。

92ページをお開き下さい。

No.8につきましては奄美市名瀬大字仲勝の1筆で2,640㎡の申請であります。

農地区分につきましては第2種農地であります。

95ページの案内図から申請地は仲勝住宅奥の農地で以前、果樹園地と利用していましたが所有者が亡くなってから管理しておらず原野化した状態です。

93ページには相続人からの同意書が添付しております。

以上4件でございます。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員から報告をお願いします。</p>
1 2 番	<p>(山田 委員) 願出人についての説明</p> <p>非農地証明願いNo.5の調査報告致します。</p> <p>2月21日午後6時30分頃、願出人へ電話で確認をさせて頂きました。現況で報告されているように、相続された平成7年頃、30年前には既に休耕放置されていて、本人も農業の経験もなく、これからもする予定もありませんとの事でした。</p> <p>78ページに写真も添付されています。土地の表示、面積等に間違いありませんとの事でした。</p> <p>以上、調査報告致します。</p>
5 番	<p>(朝 委員) 土地についての説明</p> <p>議案8号 非農地の認定についてNo.5について調査報告を致します。</p> <p>土地につきましては2月19日午前10時頃、岩元推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しました。</p> <p>76ページを御覧ください。申請地は県道空港線沿いにあります。東側は県道、北側は水路、西と南側は荒廃地となっています。</p> <p>78ページの写真をご覧ください。申請地は雑草と雑木が繁殖していました。</p> <p>今後、農業を行うには困難な土地だと思います。</p> <p>以上、報告致します。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>No.6をお願いします。</p>
1 0 番	<p>(土浜 委員) 願出人についての説明</p> <p>議案第8号非農地証明願いNo.6について調査報告致します。</p> <p>2月19日午前8時30分願出人の自宅で話しを伺いました。資料の80ページにも書いてあるように申請地は20年位前から耕作していないため現在は雑木が茂り原野化していて農地として利用するのは難しいとの事でした。</p>
1 0 番	<p>(土浜 委員) 土地についての説明</p> <p>土地について説明致します。</p>

2月19日午前8時50分事務局の竹山さん、推進委員の岩元さんと一緒に現地確認をしました。

資料の82, 83ページを御覧ください。

申請地は県道用安バイパスの信号機から200m位に行った所であり、道路から7m位下がった所にあります。

84ページの写真は木が道路より高くなった状態です。

農地として利用するのは難しく非農地証明願いもやむおえないと思います。

ご審議の程よろしくお願い致します。

(岸田 会長)

議長

続いてNo.7をお願いします。

(朝 委員) 願出人についての説明

5番

議案第8号の非農地の認定No.7について調査報告を致します。

2月21日午後5時頃、願出人の自宅を訪問し、本人から話しを伺いました。

申請地は周りの土地より下がっており雨水が溜まり、作物を植えても根腐れし作物が育たないとの事でした。10年前まではサトウキビ栽培をしていましたが、機械等のできる進入路がなく現在、耕作していないとのことで、今後も耕作する予定はなく、草木が生えているとの事でした。

5番

(朝 委員) 土地についての説明

2月19日午前9時頃、竹山主幹、岩元推進員と3人で現地を確認しました。

88, 89ページを御覧ください。申請地の南側は特別養護老人ホームの駐車場、北側は宅地で擁壁、東側の土地は令和6年8月定例会で非農地認定のあった土地で、東側は農道です。90ページの写真を御覧ください。申請地は他の土地より2m程下にあり、雨水がたまり湿地化しており草が繁殖していました。今後も農業に困難な土地だと思います。以上、報告致します。

議長

(岸田 会長)

最後のNo.8の調査報告をお願いします。

(山田 委員) 願出人についての説明

12番

非農地証明願いNo.8の調査報告致します。

2月22日午後6時40分頃、願出人へ電話で確認をさせて頂きました。

現況で報告されているように、相続された平成13年頃、父親の存命中にも、すでに休耕放置されていたようです。願出人も農業の経験もなくこれからも農業をする予定もありませんとのことでした。

97ページに写真も添付されています。

土地の表示、面積等に間違いはありませんとのことでした。

他に、相続人が2人いますが、同意書を添付しています。

2人とも、自筆で押印もされていることも、願出人へ確認いたしました。

以上、調査報告致します。

ご審議の程よろしくお願い致します。

(田中 委員) 土地についての説明

13番

議案第8号非農地申請No.8の土地について調査報告致します。

2月21日午前8時50分、事務局の別府さん山下推進員と私の3人で現地を確認しました。

95, 96, 97ページを御覧ください。申請地は仲勝町奥の奄美ミートという肉屋の更に奥になります。

この土地には以前、農業で使用していたであろうと思われる小屋が2棟立っているほかは背丈ほどの雑草に覆われている状態でした。周りに少し農地はありますが、全体として宅地開発が進んでいる地域でもありませんので、農業には向かない土地と判断致します。

以上、報告致します。

ご審議の程よろしくお願い致します。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑等はありませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第8号 非農地の認定についてNo.5～No.8については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第6》

議案第9号 奄美市農業振興地域整備計画の変更、軽微と除外について  
議題といたします。

それでは、事務局から議案の説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第9号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について

99ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、用途区分変更  
(軽微変更) 1件、除外申請が1件で計2件の申請であります。

申請書につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所  
農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願ひいたし  
ます。

農林  
水産課

(勇 農政水産係長)

農林水産課 勇です。  
今回の案件につきましてですが、重要変更である個別の除外申出が1  
件、軽微変更申出1件の計2件となります。  
では資料に基づき説明させていただきます。

まず件1 (No.1) 申出者の申出地は奄美市笠利町大字節田、地目は畑  
申出面積は1,250㎡、451㎡です。  
変更理由といたしましては畜舎建設の為に用途区分変更の申出、軽微変  
更であります。

当該土地は、市笠利支所から南東へ約3.8キロに位置し、集団性を有  
する農地、農用地区域内にございます。  
農用地区域内に存在していましたが、一部農用地から外れていた為、令  
和6年度に編入申出があり編入した土地であります。

申出理由としましては、畜舎等の建設の為に用途区分変更の申出であり  
ます。

軽微な変更であり、また補助事業導入案件でありますので、問題のない  
案件と判断いたしますが、調査結果などを踏まえた会としてのご見解と  
ご意見を頂戴したく、お願ひ申し上げます。

次に件2（No.2）申請者の申出地は奄美市笠利町大字手花部、地目は畑申出面積は1,715㎡中355㎡です。  
変更理由といたしましては一般住宅（別荘）建設の為の除外の申出であります。

当該土地は、市笠利支所から東へ約1.5キロに位置し、過去に整備事業等導入のあった農地であり、農用地区域のはずれに存在しております。

周囲は山際であり農地の集団性にはとぼしく、また近隣は宅地も混在する集落隣接箇所となっております。

担当としましては、農用地区域内に存在する以上、除外には問題のない農地、とまでは言えませんが、周囲の現況から鑑みて、申し出に対しやむを得ない状況ではないかと判断いたします。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

以上2件であります。皆さまのご審議をお願い致します。

議長

（岸田 会長）

それでは先にNo.1から順次担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。

5番

（朝 委員）申出人についての説明

申出人につきましては、2月22日午前9時に申請地にて本人から話しを伺いました。

申請人は申請地の近くで祖父から引き継いだ畜産業を行っており、現在親牛12頭、子牛3頭飼育しています。

今回の申請は県の地域振興公社が事業主体となる畜産基盤再編総合整備事業を活用して、親牛30頭規模の畜舎と堆肥舎を建設するためとの事でした。また、申請書の記載内容に間違いのない事でした。

5番

（朝 委員）土地についての説明

土地につきましては、2月19日午前9時30分に、竹山主幹、岩元推進員と3人で現地を確認しました。

106, 107ページの地図をご覧ください。申請地は、現在経営する畜舎のすぐ南側にあります。

申請地は現在土地の整備中でした。

東、南側はキビ畑、西側につきましては農道です。

今回の申請は畜舎建設に伴うものであり、周辺農地に悪影響もなく、問題ないと思います。  
以上、報告致します。  
ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

続けてNo. 2 の調査報告をお願いします。

2 番

(泉 委員) 申出人についての説明

2月18日火曜日、午前10時、申出人が体調不良のため妻と前田推進員、竹山主幹と私と3人で立ち合いの下で行いました。  
申請地は地元のサトウキビ農家に貸しており収穫後は申出人に返すこととなっています。

2 番

(泉 委員) 土地についての説明

申請地は前肥田港から市道を山沿い100m程行った所に位置しており申請地の確認はサトウキビが作付けされ既に収穫が終えていました。  
申出地は集団的な土地利用はされていないため問題はないものと判断いたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第9号奄美市農業振興地域整備計画の変更によるNo. 1～No. 2については、適当という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

《日程第7》

議案第10号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について  
議案第11号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について  
議題といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

（池 局長）

事務局

議案第10号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について  
議案第11号農用地利用集積計画の決定について

120ページの総括表をお開き下さい。

議案10号合意解約につきましては笠利地区が8件で10,109㎡、と  
なっています。

解約の理由につきましては農地中間管理機構の契約に伴い解約した次第  
であります。

続いて議案11号の利用権につきましては126ページの総括表をお開  
き下さい。

名瀬地区の4件4筆、2,964㎡、住用地区の1件1筆、1,572㎡、  
笠利地区の5件5筆、6,446㎡利用権設定するものです。

名瀬地区における10年契約につきましては野菜と果樹を栽培し住用地  
区につきましては、JAあまみ大島事業本部女性部においてヨモギを栽培  
いたします。

笠利地区につきましては龍郷町の農家から笠利町大字和野地区の果樹と  
サトウキビにおける利用権設定です。

以上、議案11号、12号の説明でございます。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を  
満たしていることを報告いたします

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第10号～11号について、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

《日程第8》

議案第12号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について  
議題といたします。

それでは事務局から議案の説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案12号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定  
について

132～141ページの総括表をお開き下さい。

議案12号の農地中間管理機構による利用権の契約内容といたしまして  
は名瀬地区が4筆で面積は2,419㎡でございます。

また、笠利地区につきましては98筆で面積は183,872㎡ござい  
ます。殆どが更新契約となっております。

作物名など、その他につきましてはお目通しください。

以上であります。

議長	(岸田 会長)  これから本案に対する質疑に入ります。  質疑はございませんか。
3 番	(日高 委員)  1 3 2 ページの番号 2 の貸し人、知事裁定とは何でしょうか
事務局	(池 局長)  これにつきましては、所有者不明農地です。このような記載となります。
3 番	(日高 委員)  分かりました。
議長	(岸田 会長)  他に質疑はありませんか  質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。  本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。  全員賛成であります。  よって、議案第 1 2 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。
	《 日程第 9 》  議案第 1 3 号 地域計画策定に係る意見について議題といたします。  それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案13号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定に係る意見について

議案13号につきましては地域計画の担当者であります名瀬総合支所農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願いいたします。

農林  
水産課

(勇 農政水産係長)

資料、手元にありますでしょうか。地域計画の本文のご審査頂いて、ご意見を頂戴したいと思います。

この地域計画につきましては地域計画策定に至りましては関係機関の意見を頂ければなりません。

関係機関というのは農業委員会、県、農協、中間管理機構、土地改良区があるところは土地改良区になっていまして、各関係機関に同様に意見を求めていることとなっています。

本来、計画の本文と地図についてご覧になっていただいて何か意見がございましたらという議案になっております。

本文につきましては紙資料をお出ししているところでございます。

地図につきましては画面のモニターの方で表示をさせて頂きたいと思っております。

この地図の重要な範囲につきましては各地域で必ず話し合いをする事と規定でなっています。

笠利のある地域の計画地図につきましては2回程皆さんでご審議をする機会を設けてさせて頂きまして地図の範囲などの取り決めを行った所です。

それから、名瀬地域につきましては古見方はひとくくりの地域、それから上方、下方は取りまとめたひと地域として農家の皆さんや、もちろん農業委員、推進委員の皆さんも交えて計画地図とか、こういった問題があるかと協議の場を作っていたら、また先月の農業委員会定例総会後に、こういった形で進め方を確認していただき資料をお渡しして、行ったところでございます。

細かい内容の修正等につきましては今週末からですね、先ほどご説明をした、関係機関の意見が揃いつつありますので公表、いわゆる告示行為に向けた事務処理をして、告示期間が約2週間となっておりますので、その間に、もし担う者の名簿に何かお気づきの点がございましたら、また訂正等につきましては個人的に教えていただければ県に報告する前に修正等をいたしますので教えてください。

会としての意見につきましては全般的な部分と地図でよろしいかという了承の合意をいただいて令和6年度の公表をしたいということで進めたいと思っております。

また、地域計画は今回策定をして公表して終わりではございません。

地図の範囲等はですね、私が担当している農振の事務、農業委員会では農地転用の規制がかかってくる部分がありますので変更が必要ということが生じましたら、また令和7年度にですね4月以降に変更をかけて、皆様のご意見を頂いて可能です。  
全般的な意見として農業委員会の意見を求めたくよろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

11番

(栄 委員)

地域計画にあたって話し合いがあったわけですけど全体的な意見としてなったわけですけど、ただその中で地主ですね、耕作者、地主、色んなことがありますけど、地主と耕作者がイコールなら問題ないんですけどイコールじゃない場合、笠利の場合は駐在委員会とか話しあったので耕作者と地主の間で意図しない範囲の中に入ってしまう場合があるので先程いった変更が可能ですと言われても、例えば自分の畑が入っているのか入っていないのかわからないと思うのですね、もし地域計画に入りたくないという人がおった場合の話ですが、もしくは入ったんだけど外して欲しいとか、除外して欲しいとか色んな人がいると思うのですがそこは、どういうふうになりますか。

農林  
水産課

(勇 農政水産係長)

当然ですね、今、栄委員がおっしゃったような案件が出てくると思います。

私共の方も事務手続き上、耕作者の皆さんに対してはアンケートを送って、キビの耕作者に対しては今後どういう意向がありますかとキビのアンケートのほうで把握をおこなっております。

土地所有者に対し全員の意向を把握したわけではございません。

今回の地図の措置に関しましては、意向がわからない土地については無表示、今赤色の表示と緑色の表示がありますけれども、緑色の表示は拡大をしたい耕作者の土地、赤色の表示は今後、減少をする可能性があるアンケート等や、やりとりで回答をおこなった土地で、何も表示されてない土地は私共も何も把握していないとなります。

そういう形で結構働きかけをおこなっても笠利地域においても処理がわからない地図上の土地が結構ありましてので、今後、そういった土地を貸していない、意向もわからない、それに対してどういったアプローチがあるのかというのを国、県とか協議を確認しながら、ただ農振農用地について大きく地図から外すという事は中々考えられませんので、そこと個人の意見のどういう調整があるのかというのを国、県と確認しながら、今後の事務を行っていきたいと思います。

<p>議長</p>	<p>おっしゃるとおりで、確認が出来ていない農地が多いという地図になっているというのは否めない事実でございますので、そのあたりのことをまた、国、県など詰め合わせて令和7年度は地域計画の策定事務をあたっていきたいと考えております。</p> <p>(岸田 会長)</p> <p>よろしいでしょうか</p>
<p>11番</p>	<p>(榮 委員)</p> <p>はい。</p>
<p>4番</p>	<p>(岸田 会長)</p> <p>他に質疑はありませんか</p> <p>(榮 委員)</p> <p>一つ教えてほしいのがありまして、認就、認農、到達、利用という項目はどう違うのか教えてください。</p>
<p>農林 水産課</p>	<p>(勇 農政水産係長)</p> <p>お答えします。榮委員がお尋ねしたことは地域内の農業を担う者一覧の属性のことだというふうに承知しました。 この説明につきましては略称で、認農というのは認定農業者のことでございます。 認就というのが分かりにくいところなんですけど青年等という基盤法上の枠がありまして正式名称は認定新規就農者というかたちになります。認定新規就農者とはどういう枠のことかと言いますと認定農業者の計画の達成まではいかないけれども就農から5年以内に認定農業者の所得であれば半分程度の目標は達成可能であろうかと計画を作っていただきます。青年等就農計画という計画書がございます。この計画の認定を受けた方、これが認定新規就農者という属性になりますので、その認定を受けた方は認就という属性として記載させていただいております。 この方々は必ず毎年審査をおこなって最長5年間、有効な計画となっておりますので、その範囲内に収まった方は、そういった属性で整理をさせていただきます。 もう一つ到達という属性の方は、私共農政サイドとして認定農業者と同じぐらいの営農の力をもっている実際の所得は認定農業者レベルに達しているとか、あとは若い人につきましては認定新規就農者の5年間で過</p>

ぎた直近の方は到達という扱いにさせていただいているところでございます。

それ以外の地図には残しておくべきであろうかと属性がない方については農地の利用者という意味合いから利用という表現となっているという事です。

また、それは年度や認定の状況などによって変わってくるのではないかと理解しているところでございます。以上です。

議長

(岸田 会長)

よろしいですか

他に質疑はありませんか。

5 番

(朝 委員)

あんまり内容がはっきり、わからないけど、この地域計画の農地の流動化、後継者、高齢者など連携して地図化を図る、基本的な内容はわかるんだけど、基本的な一番の趣旨を伺いたいですけど。

農林  
水産課

(勇 農政水産係長)

地域計画を国が全市町村で策定をなささいというふうに、この事業を設けた一番の趣旨は離農によって地域の農地の流動化が進まないとか、今まで人・農地プランという地域計画以前の全体計画がありましたけれども、それで今までは中心経営体と言われる先程の属性の方に集積を図っていきましょうという方針を国の方も我々の方も、それでも中々流動化が進まない、どういうふうに地域をもっていったらいいかという計画を市町村任せであると、中々うまくいかないということで、まずは今まで人・農地プランの属性毎の名簿は合ったんですけどその人が載った地図を作りなさいというのが一番の趣旨でありました。

計画本文がありますけど、この文章的なものと地図をセットにして公表してくださいということで、今後5年後、10年後農地がどうなるのかと地域の設計図を作って共有してくださいというのが国の事業を打ち出した一番の趣旨でございます。

私共も土地所有者等を把握できなかったこと今般分かったのが今回の事業の成果だったと思ひまして、もう一点は大きな人・農地プランの違いは、そこに対して中心経営体だけではもうまわらない地域があるかもしれないですので、この属性では利用となっている人にも農地流動化を進めていかないといけないし、特に住用地域は今回利用者属性の方を入れても農家数が少ないということもありますので、新規就農者方の流入を推進していかないといけないこともわかったという事です。

今までは、例えば北海道だと、すごい平場に大きな農地集団があって、そこに認定農業者に全部やればよかったわけなんですけど、そうしたら

中山間部や離島は、じゃあどうするんだと議論も巻き起こりまして、そう言った中心経営体じゃない方についても把握をして流動化を進める、どうしたら進むのか地域の農地が荒廃しないためにもどうするかということもこの地域計画の趣旨にはかかれていますとなっております。そのようなプラスアルファが加わったのが大きな違いとなっていることを承知しているところです。

議長

(岸田 会長)

他に質疑はありませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本件の意見書に対し「適当」であることに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第13号 地域計画策定に係る意見については、適当という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移行します。

< 協議会 >

1. 連絡事項

- ・令和7年3月の日程について

申請締め切り日 3月5日 水曜日

事前協議の日程 3月13日 木曜日 9:30～ 3F会議室

事前協議選考員 田中、柿園 委員 山下 推進員

- ・総会の日程 3月24日 月曜日 9:30～ 5F会議室

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和7年2月25日

奄美市農業委員会  
会長 岸田 国広

署名委員 里 義文  
署名委員 土浜 良二  
作成者 池 秀平